

令和2年4月21日
(令和2年4月27日更新)
(令和2年5月8日更新)
(令和2年5月15日更新)
(令和2年5月22日更新)
(令和2年5月29日更新)
(令和2年6月5日更新)
(令和2年9月10日更新)
(令和2年9月29日更新)

学生の皆さん
教職員 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部長
奈良女子大学長 今岡 春樹

新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良女子大学の行動指標
に基づいた諸活動について（令和2年10月1日からの活動目安）

奈良女子大学では、学生、教職員、学外ステークホルダーに活動制限の可視化を目的として、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良女子大学の行動指標」を別紙のとおり定めています。

10月から、後期授業における対面授業を原則とする方針及び課外活動の段階的再開を踏まえ、10月1日（木）から各指標について下記フェーズにより活動することを決定しました。奈良女子大学および社会の安全を確保するため、各指標のフェーズに即した諸活動をお願いします。

教職員及び学生の皆さんは、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を心がけて行動してください。また、大学に関わる活動制限だけでなく、日常生活においても様々な活動自粛や生活様式の見直しが要請されていますので、「三つの密」のある場への外出を避ける、不要不急の出張や旅行などを行わない等、その主旨に沿った行動をとってください。

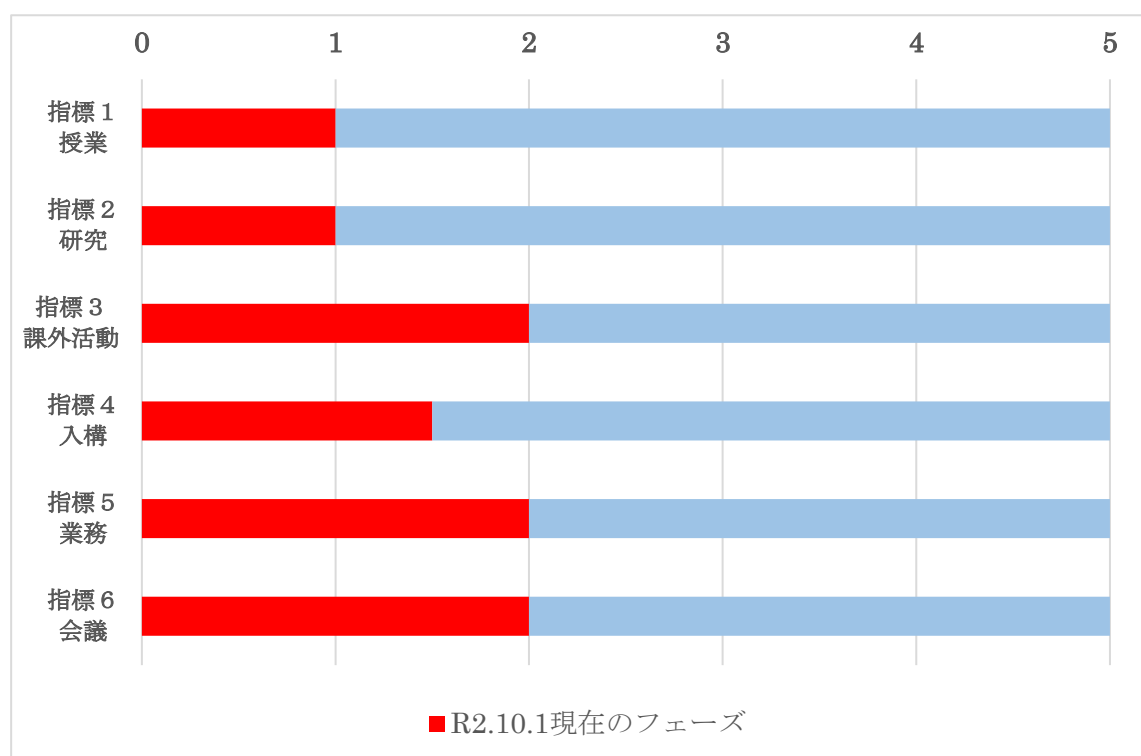
さらに教職員については、各学生の学習環境を十分に考慮したうえで、遠隔講義等により学生の学習機会を保障することに、引き続き努めてください。

下表は、現時点の各指標におけるフェーズに定める活動目安を原則として、斜体の文字により具体的な対応を示したものですので、これに従って行動してください。

（令和2年10月1日現在）

指標	フェーズ (0～5の6段階)	活動目安
指標1 授業	1	感染拡大防止に最大限の配慮をしたうえで、対面授業、演習・実習を実施 遠隔授業の積極利用
指標2 研究	1	感染拡大防止に最大限留意して研究活動可 自宅で研究活動が可能な場合は学生については入構の必要なし
指標3 課外活動	2	感染拡大防止に最大限の配慮をしたうえで限定的に実施
指標4 入構	1.5	学部学生の不要不急の入構は極力控える（※教育研究活動のための入構は可能） 不要不急の学外者の学内立ち入りを制限 ・ 守衛室で職員証・学生証を提示する ・ マスクを着用する

		・学生及び教職員の入構時のサーモカメラによる検温及び入構確認を実施する
指標 5 業務	2	不要不急の出張は控える ・緊急事態宣言が解除されていても、引き続き自治体から在宅勤務の要請がされている地域在住者等で、自宅の執務環境、セキュリティ環境がいずれも適正であり、通常勤務時と同様の勤務成果が見込めると所属長が認める者については、テレワークを可能とする ・公共交通機関を利用している教職員については、新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的とする混雑回避のため、所属長の下承を得たうえで時差通勤を可能とする
指標 6 会議	2	不要不急の会議は中止・延期し、3密を避ける対応を行ったうえで開催 ・遠隔会議システムも活用する



新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良女子大学の行動指標

令和2年4月21日
(令和2年5月15日更新)
(令和2年9月29日更新)

※本指標は状況に応じ随時見直すことがある

フェーズ	制限度	指標 1 授業 (講義・演習・実習)	指標 2 研究	指標 3 課外活動	指標 4 入構	指標 5 業務	指標 6 会議
0	制限なし	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をしたうえで、対面授業、演習・実習を実施 遠隔授業の積極利用	感染拡大防止に最大限留意して研究活動可 自宅で研究活動が可能な場合は学生については入構の必要なし	感染拡大防止に最大限の配慮をしたうえで実施	不要不急の学外者の学内立ち入りを制限	危機管理体制に対する準備を進める	必要性を精査したうえで開催
2	制限－小	遠隔授業のみの実施	学部学生の入構を禁止 感染者数が多い地域からの大学院生は入構を禁止 集合形式でのゼミ、勉強会等の禁止 教員は感染拡大防止に最大限留意して研究活動可	感染拡大防止に最大限の配慮をしたうえで限定的に実施	学部学生の入構を禁止 感染者数が多い地域からの大学院生は入構を禁止 学外者は入構を禁止	不要不急の出張は控える	不要不急の会議は中止・延期し、3密を避ける対処を行ったうえで開催
3	制限－中	遠隔授業のみの実施	すべての学生の入構を禁止（ただし、進行を止められない実験・研究作業に従事する場合を除く） 教員は現在進行中の実験・研究の継続に必要な最小限の場合のみ実施を許可	全面禁止	すべての学生の入構を禁止 学外者は入構を禁止	所属長の判断により、時差出勤や可能な業務についてはテレワークを実施 出張は原則禁止	必要ある会議に限って3密を避ける対処を行ったうえで開催 遠隔会議システムも活用
	制限－大	遠隔授業のみの実施	すべての学生、研究員等入構を禁止 大学内におけるすべての研究は停止 教員は資産維持のための必要最小限の人員の入構は許可（生物の飼育管理、液体窒素の補充、冷凍機の維持等）	全面禁止	すべての学生、研究員等入構を禁止 教員は、教育研究上の機能を最低限維持するための必要がある場合を除き入構を禁止 関係（業）者は緊急性の高い用務のみ入構を許可	大学機能の維持管理に必要な要員のみ出勤 出張は原則禁止	遠隔会議システムを利用した会議のみ開催
5	全面禁止	遠隔授業のみの実施	すべての学生の入構を禁止 大学内におけるすべての研究は停止 教員は資産維持のための必要最小限の人員の入構は許可（生物の飼育管理、液体窒素の補充、冷凍機の維持等）	全面禁止	大学機能の維持管理要員のみ必要時に限り入構	大学機能の維持管理要員のみ必要時に限り出勤 出張は禁止	遠隔会議システムを利用した会議のみ開催